

一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

- 国土交通省では、自動車安全特別会計の積立金を財源として、自動車事故被害者保護増進事業等を実施。
- 平成6年度及び平成7年度に、自動車損害賠償責任再保険特別会計(現・自動車安全特別会計)から一般会計に繰り入れた1兆1,200億円について、約6000億円が繰戻されていない状況。毎年度の繰戻額については、法律や大臣間合意に基づき、財務省及び国土交通省が協議の上、決定。
- 令和元年度予算において、2年連続の繰戻しを実施。繰戻額は37.2億円の増額(前年度比約14億円増、1.6倍)。これにより積立金の取崩額は約79億円に縮減(前年度比約3億円減)。
- 併せて、被害者保護増進事業等を充実(小規模委託病床の増設、介護者なき後を見すえた重度後遺障害者の日常生活支援の拡充、重度後遺障害者に対する介護料の支給額の引き上げ等)。
- 積立金の取崩しが毎年発生し、その残存額が減少し続けている状況に鑑み、大臣間合意に基づき、引き続き、繰戻額の増額と積立金の取崩額の着実な縮減を図る。



